

令和4年度 調布市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書 (令和3年度振返り) 【概要版】

令和4年8月
教育部教育総務課

1 点検・評価の経緯 (P.2)

平成20年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項において、「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」と規定している。

2 実施方針 (P.6~8)

・対象事業は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき調布市教育委員会が作成した教育振興基本計画（以下「教育プラン」という。）に掲げる施策及び主要事業とする。

・令和4年度実施（令和3年度振返り）の施策・主要事業の点検・評価については、教育プランの着実な推進を図る観点から教育プランの施策・事業体系に基づく10施策・34事業について振り返り評価を行う。

・教育プランにおいては、各施策に成果指標を設定したが、プランの中では「成果指標は施策の一つの指標であるため、毎年度実施する「調布市教育委員会の権限に属する事務の点検・評価」においては成果指標の結果のみならず、施策に連なる主要事業、主な取組の実績等を総合的に評価したうえで実施する」としている。このため、各主要事業の取組実績等の振り返りや今後の方向性の検討等は実施するが、最終評価は各施策の成果指標の数値等を踏まえた施策全体の総合評価とする。

3 評価基準 (P.8)

各施策の評価については主管課による自己評価としている。
評価に当たっては、調布市行政評価との整合を図り、以下の評価基準に基づいて、施策のねらい（目的）、成果指標に照らして効果や成果が十分得られたかどうかを、S・A・B・C・Dの目標達成度で表した。

評価結果	新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果	成果指標の結果
S	実施した取組において顕著な成果が得られた。	前年度より数値が上昇 又は目標値を上回った（横ばいも含む。）
A	実施した取組において予定した成果が得られた。	
B	実施した取組において一定程度の成果が得られた。	成果指標が横ばい又は前年度より低下
C	実施した取組において予定した成果が得られなかった。	
D	実施した取組において成果が得られなかった。	成果指標が前年度より低下

※S・A又はC・Dの評価は、上記2項目（新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた取組結果、成果指標の結果）により判断

5 有識者からの意見 (P.54~P.65)

・令和3年度の調布市教育委員会の施策の実施状況を「調布市教育プラン」の10施策・34事業について振り返っていただいた。令和3年度は、前年度に引き続き「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大のため、各所管部署におかれては、実施可能性を探りながら目指す成果に向けて可能な限り取組まれ、その取組や成果について真摯に点検・評価されて報告いただいたことに感謝申し上げたい。令和3年度は、コロナ禍においてその整備が一気に進められたGIGAスクール構想による機器や情報環境の整備等、教育の情報化を踏まえての新たな方向性を見定めながら、今後の学校教育の在り方を検討しながら、教育プランの目標達成に向けて取組を進めていただいた。また、このコロナ禍を経験する中で、これまで通りのやり方ではない方法が生まれたり、これまでの様な取組の見直しを図る必要性が見えてきた事業もある。そうした事業については、個々にその具体的な改善点を見直し、より一層市民のために成果を上げることができるように検討や改善を図っていただきたい。

・コロナ禍にあって当初の計画通りの取組が困難な中で、学校教育、社会教育ともに創意工夫に努めたことにより、市民の期待に応えることができる事業の執行であった。学校教育においては、児童生徒の個別最適な学びの実現に向けたICT教育の充実のための環境整備、教職員の資質向上に資する多様な研修の実施などは評価できる。また、ともすると児童生徒の運動量の減少などが懸念される中で、健やかな体の育成に関わる事業を計画し、実施に向けて工夫したことは、時機を得たものといえる。また、食物アレルギーへの対応や児童生徒の安全確保のための取組が周到に行われていることは、保護者をはじめ多くの市民の安心につながるものと考えられる。なお、学校に対する働きかけとして行ったとする指導、あるいは指導・助言といった記述が散見されたが、指導のポイントや具体を示すことで、多くの市民の一層の信頼感を得られるものとする。社会教育においても、地域コミュニティーの形成・充実につながる多様な取組が工夫された。特に、半世紀わたり地道に継続してきたリーダー講習会をコロナ禍にあって実施できたことは意義深い。コロナ禍にあって学校教育、社会教育は止めることができないものであり、様々な状況を想定し、各種事業を創意工夫の上、実施できるようにすることを期待したい。

・各小・中学校がそれぞれの課題解決に向けて「従来型学校教育」をベースにしつつ「個別最適な学びと協働的な学び」の実現に向けて取り組む「令和の日本型学校教育」には熱意と戦略を感じる。なぜなら「最近接発達領域（ZPD）」と「正統的周辺参加（LPP）」および「創発（emergency）」という考え方を基盤とし、各学校が「学校マネージメント」講座研修内容を重視した展開が期待されるからである。個々の教職員のこだわりが市内の「みんな」に着目されることで各学校の進路が明確になる知恵がそこには形成されるからである。思うに令和5年度のコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入のゲートウェイの入り口と同義であるといえる。

4 施策の点検・評価結果（一覧表P.18~P.19/詳細P.20~P.51）

各施策の目標達成度は、Aが5施策、Bが5施策となっています。

施策 1 豊かな心の育成		
主要事業	事業主管課	目標達成度
1 命の教育の推進	指導室	B
2 人権教育の推進	指導室	
3 道徳教育の推進	指導室	
4 体験活動の推進	指導室	

施策 2 豊かな学力の育成		
主要事業	事業主管課	目標達成度
5 基礎的知識・技能、学習満足度の向上と学ぶ意欲の育成	指導室	A
6 ICT機器の整備・活用と情報教育の推進	指導室	
7 グローバルな人材の育成とオリンピック・パラリンピック教育の推進	指導室	
8 学校図書館の活用推進	指導室	

施策 3 健やかな体の育成		
主要事業	事業主管課	目標達成度
9 体力向上への支援	指導室	B
10 食育の推進	学務課・指導室	

施策 4 個に応じたきめ細かな支援		
主要事業	事業主管課	目標達成度
11 特別支援教育の推進	指導室	B
12 不登校児童・生徒への支援	指導室	
13 いじめ、虐待の防止と対応	指導室	
14 個に応じたきめ細かな教育相談の充実	教育相談所	
15 児童・生徒の貧困への対応	指導室・学務課	

施策 5 魅力ある学校づくりの推進		
主要事業	事業主管課	目標達成度
16 地域人材等を活用した教育の充実	指導室	A
17 特色ある教育活動の推進	指導室・学務課	
18 教職員の指導力・人権意識の向上	指導室	
19 学校における働き方改革の推進	指導室・学務課・教育総務課	

施策 6 安全・安心な学校づくりの推進		
主要事業	事業主管課	目標達成度
20 食物アレルギー対策の推進	学務課・指導室	B
21 安全教育の推進	教育総務課・指導室	
22 児童・生徒の安全確保の推進	学務課・社会教育課・教育総務課	

施策 7 学校施設整備の推進		
主要事業	事業主管課	目標達成度
23 老朽化・長寿命化対策等の推進	教育総務課 施設担当	A
24 不足教室への対応	教育総務課 施設担当	
25 快適な教育環境の整備	教育総務課 施設担当	

施策 8 青少年の育成		
主要事業	事業主管課	目標達成度
26 家庭教育への支援	社会教育課	B
27 地域で活躍できる人材の養成	社会教育課	
28 青少年交流・体験事業の推進	社会教育課	

施策 9 生涯学習社会への対応		
主要事業	事業主管課	目標達成度
29 市民、社会教育団体等の活動への支援	社会教育課・公民館	A
30 障害のある方の社会体験活動への支援	社会教育課	
31 暮らしと地域の魅力・課題の再認識につながる公民館活動の推進	公民館	
32 市民の読書・調査活動への支援	図書館	

施策10 地域ゆかりの文化の保存と継承		
主要事業	事業主管課	目標達成度
33 史跡・文化財の保存及び活用	郷土博物館	A
34 地域ゆかりの文化を生かした事業の展開	郷土博物館・図書館	